

Q 1 日本で離婚手続を行うために、子を連れて日本に帰国するのは問題ないでしょうか？

A 1 米国では、一方の親のみの判断で子を国外に移動させることは、相手親の監護の権利の侵害や刑法上の犯罪になり得ます。場合によっては、米国に再渡航した際や、米国との何らかの取極がある国に旅行等で入国した場合には、逮捕される可能性もあり、また、ICPO (国際刑事機構) を通じて誘拐犯として国際手配され、子の写真も含めて広く国際社会に配信されるおそれもあります。そのようなことが起きないように、子を連れて日本へ帰ることを希望する場合には、国際的な子の親権問題に精通した弁護士等の専門家に相談して下さい。

また、相手側より協力が得られず、邦人親のみ米国滞在資格の有効期間終了が迫っている場合、家庭内暴力 (DV (Domestic Violence)) に悩んでいるような場合には、米国ではそのような問題に対応する専門家や機関は多く存在しますので、すぐに専門家に相談して下さい。なお、現在日本は、ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) の締結に向けて所要の準備を行っているところですが、日本の条約締結後に、もう一方の親の同意なく米国から日本に子を連れ帰った場合には、子の監護権を有する米国在住の連れ去られ親は、ハーグ条約に基づき日本又は米国の中央当局 (条約上締約国に設置を義務づけられた政府の窓口) に子の返還援助を申請し、裁判所の返還命令を得て、子を元の居住国に返還させることが可能になります。ただし、以下のような場合には連れ去られた子を返還しなくてもよいと裁判所が判断する場合があります。

●裁判所への返還申立手続きの開始が、連れ去りから1年以上経過してからなされ、子が新しい環境になじんだ場合

●申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合

●元の居住国への返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状況に置かれることとなる重大な危険がある場合。(例：子への虐待やDV等))

●子が元の居住国に返還されることを拒み、かつその子が意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。

※ハーグ条約：国境を越えた子の連れ去りによって生ずる様々な悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のために協力することを定める条約

Q 2 共同親権とは何ですか？アラバマ州では、フィジカル (physical) とリーガル (legal) の 2 つの監護権の考え方があると聞いたのですが、どのように共同で行使するのでしょうか？

A 2 監護権とは、未成年の子（19 歳未満）を養育するため、子を監護・教育する、親の法的義務と法的責任のことです。アラバマ州法においては、裁判所が監護権を決定する際、法的監護権 (legal custody) と 身上監護権 (physical custody) について取り決められます。

.

●法的監護権 “legal custody” ー子の養育に関して必要なことを決定する権利のことを指します。例えば、どこの学校へ通わせるか、どの宗教を信仰するか等を決めたり、また、病気にかかったり、怪我を負った際には、医療手段を決める権利を指します。

●身上監護権 “physical custody” ー監護権は、子と一緒に暮らす権利のことで、日々の生活のなかで、子（19 歳未満）がだれと一緒に住むか、法的に定めたものを指します。

「共同親権」とは、離婚成立後も、子の両親が養育に共同に関わり、子を監護、教育し続ける法的責任を負うことを指します。裁判官は、子の最善の利益とは何か？ (the best interests of the child) という法的概念を主軸に、家庭環境や家族関係を考察し、最終的な監護権の判決を取り決めます。米国で認識されている子の最善の利益とは、離婚後も、両親共々、子の養育・監護に関わり続ける、というものです。

身上監護権が共同となった場合には、判決には子が両親のそれぞれとどのようなスケジュールで時間を過ごすのかが明記されます。(例：母親のところで、月～木、父親のところで金～日など) また身上監護権が単独とされた場合でも、監護権を持たない親と子との面会交流について命令がなされるのが一般的です。(例：母親と生活し、隔週金曜日の学校終了後から月曜日の学校開始まで父親と宿泊つきの面会交流など。面会については、Q8 及び Q9 をご参照下さい。) さらに、身上監護権が単独とされた場合でも、片方の親に児童虐待や麻薬などの常用等の問題がみられない限り、法的監護権は、共同の判決となるのが一般的です。また身上監護が単独の場合でも子とどこに住むかを単独身上監護権者が決めることはできず、子を転居させるには、他方親の同意または裁判所の許可が必要とされますので、注意が必要です。

Q 3 養育費はどのように決めるのでしょうか？

A 3 原則的に、養育費の金額は、子の人数や年齢、夫婦の収入により金額が変化します。

アラバマ州では、州の養育費の計算ガイドライン (Alabama Rules of Judicial Administration, Rule 32) に沿って、金額が計算されます。養育費の計算ガイドラインの詳細については、下記のウェブサイト内の計算表（英文資料）をご参照ください。

養育費算出表：<https://eforms.alacourt.gov/media/javfgfhx/cs-42-rev-01-03-2019.pdf>

この算出表は基本養育費計算表を使用します。

基本養育費計算表：https://judicial.alabama.gov/docs/library/rules/JA32_appx.pdf

ガイドライン (Rule 32)：<https://judicial.alabama.gov/docs/library/rules/ja32.pdf>

Q 4 相手からの DV が酷くて離婚したいのですが、離婚裁判時に DV を主張すると、相手親から子を遠ざけるための抗弁と思われ、不利と聞いたのですが本当ですか？

A 4 DV の兆候が見え始めたら、離婚の手続き等とは別にすぐに専門家に相談し対応を検討することをお勧めします。Q2 の通り、アラバマ州の親権裁判では、子の最善の利益とは何か？ (the best interests of the child) という法的概念を主軸に、裁判官が監護権を取り決めており、離婚後も、両親共に、子の養育・監護に関わり続けて行くことが米国で認識されている子の最善の利益とされています。裁判所は、全体像を把握した上で、どちらの親が子の健やかな成長のための最善の利益を実現できるか、子が必要としているニーズに答えられるか等を判断するとされており、このプロセスの中で、裁判官は家庭内での DV 事実があれば考慮し、その他、どちらの親が、もう一方の親と子が離婚後も良い親子関係を築いてゆくことに協力的であるか、なども考慮されます。そのため、親の一方がもう一方の親と子との関係を続けていくことに協力的でない態度を取る場合、親の阻害行為 (parental alienation) と評価され、監護権の決定に影響する場合があります。DV を主張すること自体が、親の疎外行為と評価されることになるのか等の詳しいことは、専門家に相談して下さい。

Q 5 通常、アラバマ州の裁判所では、どのような証拠が DV 被害の立証に用いられていますか？

A 5 通常、裁判所では、証言 (testimonial) と書証 (documentary) が用いられます。証拠の例を挙げますが、これらの証拠以外にも、弁護士の判断により、DV の立証に用いられる証拠はありますので、専門の弁護士にご相談ください。

- ・ DV 被害の立証に用いられる証拠の一般例：
- ・ DV 被害者の証言

- ・ DV（身体的な暴力やその他の暴力）を目撃した目撃者の証言
- ・ 特定の DV 事件の要因や因果関係についての情報をもっている人の証言
- ・ DIR(Domestic Incident Report)等、警察調書のコピー
- ・ DV で負った傷に対して治療を受けた場合は、病院の診断書のコピー
- ・ DV を描写する写真
- ・ E メール
- ・ 電話メール、Text
- ・ 電話の会話の録音
- ・ ビデオの録画
- ・ その他 DV の状況を立証する証拠

Q 6 私の米国人の夫が、滞在ビザに同意をしない、クレジットカードを取り上げるなどと述べ、私を米国から追いだそうとしています。どのようにしたら、公平に離婚及び親権について協議できるのでしょうか？

A 6 まず、経済的コントロール等の DV 被害を受けていて、滞在ビザのスポンサーに配偶者が同意しない場合、DV の被害者に対しての移民救済措置を利用し、VAWA (Violence Against Woman Act) 自己申請での永住権、または U ビザの申請が可能です。配偶者が米国市民か永住権保持者の場合、VAWA と呼ばれている米国連邦法の下、被害者が配偶者のスポンサーなしに、永住権を取得する、または、2 年の期限付きの永住権を 10 年の永住権に更新することができます。VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV を描写する写真、知人の証言、DV 支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となります。

U ビザは 4 年間有効の非移民ビザで、特定の犯罪（DV を含む）被害者に対して発行されます。U ビザの申請資格者は、(1) 犯罪によって多大なる心的、身体的虐待を得た者で、(2) 司法機関および政府機関の刑事事件の捜査・起訴に協力をする意思を有する者、と定義づけられています。労働許可も与えられる U ビザは、3 年目以降に永住権申請が可能となります。

VAWA 自己申請や U ビザの取得を考えられている方は、専門の弁護士や DV 被害者支援団体にご相談下さい。

離婚及び監護権について、公平に協議するため、裁判所は、離婚を考えている夫婦が離婚の話し合いのために利用できる “Alternative Dispute Resolution (ADR)” と呼ばれるサービスを提供しています。ADR では、弁護士や Mediator と呼ばれる仲介者を通しての話し合い (Mediation) の場を設けており、双方が感情的にならず、決めなければならない監護権や養育費の詳細について、裁判官を通さず、二人で話し合いをしながら決めることができます。しかし、これらのプログラムは、DV が存在する夫婦には、Mediation サービスを提供し

ていません。前述のように、DV のように、一方が相手側へ恐怖心を抱いており、自分の意見を述べられないような関係にある場合、公平な話し合い自体成り立たないからです。

ADR サービスを受けるオプションがない場合、裁判所へ親権者指定や離婚の申し立てをし、裁判所の判断を求めることになります。前述しましたが、アラバマ州では、子の最善の利益とは何か？ (the best interests of the child) という観点から、裁判官が監護権者を決定します。

夫婦間に DV が存在し、被害者が子連れで日本への帰国を望んでいる場合、裁判官は、子が日本へ引っ越すことによる、アラバマに住み続ける相手親との親子関係構築への影響、被害者の親が日本への帰国を希望する理由の吟味、子のアラバマでの生活状況や環境と日本で予想される生活環境の比較、更に、DV の存在を反映する証拠等、総合的な視点から判断を下すとされています。

また、相手親が、現状、子と良い親子関係を築けていない場合、被害者の親と子が日本へ帰国しても、アラバマに住み続ける相手親との親子関係構築への影響は低いとみなされるといえるでしょう。実際には、裁判官は、被害者の親と子が日本へ帰国することを認めても、アラバマへ住む相手親へ面会交流権を与えることになるため、夏休みや長期休暇中に面会交流を行う必要性がでてくる可能性があります。

また、裁判所の決定書、又は、相手の同意書で、相手の署名があるもの(弁護士が作成したものが望ましい。)なく日本へ連れ帰った場合、米国法上、親権者誘拐罪 (parental kidnapping) が成立する可能性があり、Q1 のとおり、様々なリスクを負うことがあります。

なお、DV に苦しみ、米国で離婚裁判を行った結果、邦人親が子連れで日本に帰国することが認められた事例もありますが、個々のケースはとても複雑ですので、アラバマ州の裁判所で監護権者指定の申し立てをする前や、日本へ子とご帰国される前に、DV の被害者に法的サポートを提供している団体や離婚を専門に扱っている弁護士にご相談することをお勧めします。

Q7 経済力がなくて、弁護士が雇えません。英語力もないことから、離婚裁判所において主張できず困っています。どうしたらよいですか？

A7 米国各州では、低所得者に対し、無料法律相談サービスや法的援助サービスを提供する弁護相談機関が数団体活動しています。そのような団体の法的サービスをご利用されると良いでしょう。アラバマ州の法廷通訳については下記のサイトをご覧ください。

<https://www.alacourt.gov/docs/Available%20Interpreters.pdf>

連絡先 : Alabama Foreign Language Court Interpreter Program by writing to 300 Dexter Avenue, Montgomery, AL 36104; 電話 1-866-954-9411, ext. 5040; or 1-334-954-5014

Q 8 面会交流 (visitation) とは何ですか？なぜ、離婚した後も子を相手親に会わせないといけないのですか？

A 8 Q 2 で、子の最善の利益 (the best interests of the child) の説明をしました。米国で認識されている子の最善の利益とは、両親が離婚後も子の養育・監護に関わる、というものです。通常、片方の親に、単独身上監護権が命じられた場合でも、非身上監護権者にも子が定期的に会い、子の人生に関わっていけるよう、面会権 (Visitation) が与えられます。

Q 9 離婚裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下りました。しかし、離婚前の相手方の行動を考えると、面会交流中の子に対する危害が心配でなりません。どうしたらよいのですか？

A 9 相手側の親が、子の養育に怠慢であったり、虐待的な態度で子と接していたり、またもう一方の親にDVを行った場合でも面会交流の実施についての判決が出されることがあります。このように、子との面会が心配される場合には、裁判官は、面会交流監督プログラムを通しての面会 (Supervised Visitation) を命じる可能性があります。もし、子が面会交流中に虐待を受けた、という場合は、直ちに弁護士やシェルターにご相談下さい。

Q 10 離婚後、日本にいる祖父母に会わせる為、子を連れて一時帰国したいのですが、裁判所から日本においてミラーオーダーの手続きが必要といわれました。ミラーオーダーとは何ですか？どのように手続きを取れば良いのですか？

A 10 ミラーオーダーとは、裁判地国の裁判所が発出した命令と同じ内容の命令を子の移動先の国の裁判所で発してもらうものです。裁判地国の裁判所が出した命令が、子の移動先の国でも確実に守られるように、子の移動先の国の裁判所でも同じ内容の命令を出してもらうことを条件に子の移動 (一時的な帰国・渡航や転居、返還など) を認めるものです。このようなミラーオーダーの裁判手続きは、アメリカやイギリス、オーストラリア等で使われていますが日本には存在しません。ただ、日本でも外国裁判所の決定と同一の内容を日本の裁判所でも認めてもらうべく求める方法はあるため、まずは、日本の弁護士に御相談頂くことをお勧めします。

<おことわり>

*これらの資料は、NY総領事館の資料を基に、弁護士の協力を得て必要に応じてアラバマ

アラバマ州向け

州の情報に基づき変更を加えました。

※※国際離婚は、それぞれのケースによって大変対応が異なる為、ここに記載されている資料内容は、概要をまとめたものであり、法律のアドバイスではありません。また、日本のハーグ条約への加盟、法律の改定により、対応オプションも変わってくる事が予想されます。資料内容に関しての一切責任は負いかねますので、それぞれの離婚のケースは専門の弁護士にご相談下さい。